

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大山崎町は、京都市へ約10km、大阪市には約30kmと地理的な条件に恵まれ、また、名神高速道路・JR 東海道本線・新幹線などの国土幹線が縦横に走り、さらには、大山崎JCT・ICが建設されるなど、古くから現在に至るまで、交通の面でも重要な役割を担っている。

本町の総人口は、昭和61年の16,638人を頂点に減少し、平成18年には15,280人まで減少したが、近年は微増で推移しており、令和3年7月末時点では16,424人（住民基本台帳人口）である。年齢階層別の内訳では、年少人口（0～14歳）は2,382人、生産年齢人口（15歳～64歳）は9,578人、高齢者人口（65歳以上）は4,464人となっており、各階層とも近年は微増で推移している。

本町の産業構造については、総事業所数401事業所のうち主な産業の事業数の割合が、建設業は10.5%、製造業は8.7%、卸売業・小売業は21.5%、不動産業・物品賃貸業は10.2%、宿泊業・飲食サービス業11.7%（平成28年経済センサス活動調査）となっており、経済活動別町内総生産の構成比では、鉱業及び製造業が44.9%（平成30年度京都府市町村民経済計算）でもっとも高くなっている。また、常用雇用者数が30人未満の事業所が全体の94.8%、10人未満の事業所数が全体の83.0%（平成28年経済センサス活動調査）を占めており、小規模な中小企業者が多く存在している。

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等中小企業者にとっては厳しい事業環境を乗り越え、経営の安定を図っていく必要があるため、本計画を策定し、労働生産性の向上を促進することで、中小企業者を支援していく。

(2) 目標

中小企業等経営強化法の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の労働生産性の向上を推進し、地域経済の発展に資することを旨とする。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大山崎町内の中小企業者の業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大山崎町内の中小企業者を幅広く支援し、労働生産性の向上を促すため、本計画における対象地域は、大山崎町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大山崎町内の中小企業者の多様な業種を幅広く支援し、労働生産性の向上を促すため、本計画における対象業種及び事業は、全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が策定する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・大山崎町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号から第4号までに該当する者については、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・先端設備等導入計画の認定申請を行う者は、町税を滞納していないことを証明する書類を添付すること。
- ・必要に応じて、町は導入促進基本計画の進捗状況の把握及び中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施できるものとし、先端設備等の導入を実施しようとする中小企業者は、当該調査に協力すること。
- ・その他、町長が適当でないと認める事業又は事業者の先端設備等導入計画は認定しない。